

幼児教育・保育の無償化がスタートします！

令和元年10月1日から、3～5歳児クラスの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償になります。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の利用料も無償になります。(保育の必要性の認定を受けた場合)

無償化の対象となるためには、前もってお住まいの市町村から、保育の必要性の認定を受けなければならない場合があります。(認定が必要な場合、10月1日から無償化対象となるためには、9月中に認定申請書を市町村へ提出しなければなりません。)

無償化対象施設か、保育の必要性の認定を受ける必要があるか等、下記の制度早わかり表によりご確認ください、手続きの漏れがないようご注意ください。

内閣府の制度早わかり表はこちら (外部サイトへリンク)

「うちの子の場合は？」

<https://www.youhomushouka.go.jp/pdf/hayawakarihyou.pdf>

幼児教育・保育の無償化の内閣府特設ホームページはこちら (外部サイトへリンク)

<https://www.youhomushouka.go.jp/>

請求・支払時期等、市町村ごとに無償化手続きが異なります。また、市町村によっては、さらに独自の減免措置を講じている場合もありますので、詳しくは、お住まいの市町村にご確認ください。